

# 組合会議員選挙執行規程

伊藤ハム健康保険組合

# 組合会議員選挙執行規程

## 組合会議員選挙執行規程索引

### 第1章 総 則

第1条 (趣 旨)

### 第2章 選挙期日

第2条 (総選挙)

第3条 (その他の選挙)

### 第3章 選挙人名簿

第4条 (選挙人名簿の調製)

第5条 (選挙人名簿の様式)

第6条 (選挙人名簿の送付)

### 第4章 候補者

第7条 (立候補の届出等)

第8条 (立候補届出の特例)

第9条 (立候補者の届出書等)

第10条 (立候補者の公示等)

第11条 (立候補者の制限)

### 第5章 投 票

第12条 (投票立会人)

第13条 (投票所)

第14条 (投票区)

第15条 (投票所の公示の失効)

第16条 (投票所の場所の変更)

第17条 (入場券)

第18条 (選挙当日選挙権のない者の投票)

第19条 (投票所における投票)

第20条 (郵便による投票)

第21条 (票記入の場所の設備)

第22条 (投票箱の構造)

第23条 (投票箱に何も入っていないことの確認)

第24条 (投票用紙の交付および様式)

第25条 (選挙人の確認および宣言)

第26条 (投票用紙の交換)

第27条 (投票用紙の記入事項及び投函)

第28条 (退出せしめられた者の投票)

第29条 (投票用紙の返付)

第30条 (投票箱の閉鎖)

- 第31条 (投票箱等の送致)
- 第32条 (投票箱の持出しの禁止)
- 第33条 (投票所に入出し得る者)
- 第34条 (投票所における秩序保持)
- 第35条 (投票録の様式)

## 第6章 開票および選挙会

- 第36条 (開票日)
- 第37条 (開票事務と選挙会事務との合同)
- 第38条 (選挙立会人)
- 第39条 (開票および選挙会の開催場所ならびに日時)
- 第40条 (開 票)
- 第41条 (票数の点検)
- 第42条 (投票の効力の決定)
- 第43条 (無効投票)
- 第44条 (同一氏名等の候補者に対する投票の効力)
- 第45条 (得票数の計算)
- 第46条 (得票数の朗読)
- 第47条 (選挙会の参観)
- 第48条 (選挙会場の取締り)
- 第49条 (選挙録その他の関係書類の保存)
- 第50条 (選挙録の様式)

## 第7章 当選人

- 第51条 (同点者の当選人)
- 第52条 (繰上当選)
- 第53条 (無投票当選)
- 第54条 (当選人の報告・告知および公示)
- 第55条 (当選人がない場合の報告および公示)

## 第8章 特別選挙

- 第56条 (再選挙)
- 第57条 (繰上補充)
- 第58条 (補欠選挙および増員選挙)
- 第59条 (当選無効)

附 則

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 組合会の互選議員（以下「議員」という）の選挙に関しては、健康保険法、同法施行令および規約に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

## 第2章 選挙期日

(総選挙)

第2条 議員の任期満了による総選挙は、議員の任期が終わる日の翌日に行う。ただし、特別の事情がある場合には、議員の任期が終わる日の前50日以内に行うことができる。

②理事会は、総選挙の期日を定め、理事長は少なくとも7日前に、これを公示しなければならない。

(その他の選挙)

第3条 前条第2項の規定は、再選挙、補欠選挙および増員選挙の場合において、これを準用する。

## 第3章 選挙人名簿

(選挙人名簿の調製)

第4条 理事長は、選挙人名簿を選挙期日前30日現在において、被保険者の名簿により調製しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、被保険者の名簿をもってこれに替えることができる。

②選挙人名簿には、選挙人の氏名・生年月日・被保険者証の記号番号および性別を記載しなければならない。

③選挙人名簿は、第14条の規定により投票区を定めた場合には、その投票区ごとに調製しなければならない。

④第1項の選挙人名簿を調製した日から選挙期日の前10日までに選挙人に異動を生じたときは、理事長は、直ちに選挙人名簿を修正しなければならない。

(選挙人名簿の様式)

第5条 選挙人名簿は、別記第1号様式により調製するものとする。

(選挙人名簿の送付)

第6条 理事長は、投票期日の前日までに、投票区の区域にかかる選挙人名簿を、選挙長またはその投票区の投票管理者に送付しなければならない。

## 第4章 候補者

(立候補の届出等)

第7条 議員の候補者になろうとする者は、選挙期日の公示があった日から選挙の期日前5日までに、文書でその旨を選挙長に届け出なければならない。

②前項の届け出をする場合においては、被保険者である組合員20人以上の推薦があることを要する。

③選挙長は、第1項の届け出を受理する場合において、その者の被選挙権の有無を確認し、その旨を理事長に報告しなければならない。

(立候補届出の特例)

第8条 前条第1項の期間内に届け出のあった議員候補者がその選挙における議員の定数をこえる場合において、その期間を経過した後当該候補者が死亡し、または議員候補者であることを辞したとみなされるときは、前条を準用し選挙期日前2日までに候補者の届け出をすることができる。

②議員候補者は、選挙の期日前日までに選挙長に届け出をしなければ、その候補者たることを辞することができない。

(立候補者の届出書等)

第9条 前2条の立候補の届け出は、立候補届出書(別記第2号様式)に組合会議員候補者推薦届(別記第3号様式)を添付し、行わなければならない。

②前条第2項の立候補辞退の届け出は、立候補辞退届出書(別記第4号様式)により行わなければならない。

③前2項の届け出を受理したときは、選挙長はこれを理事長に通知し、届出書の余白に受理の年月日を記載しなければならない。

(立候補者の公示等)

第10条 理事長は、前条の通知を受けたときまたは議員立候補者の死亡を知ったときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

(立候補者の制限)

第11条 議員候補者を次の各号に選任してはならない。

1. 選挙長
2. 選挙立会人
3. 投票管理者
4. 投票立会人

②総選挙以外の選挙において、現に議員(選定議員を含む)である者は、その選挙に立候補できない。

## 第5章 投票

(投票立会人)

第12条 選挙長または投票管理者は、各投票所ごとに選挙人(議員候補者を除く)の中から、本人の承諾を得て1人以上の投票立会人を選任し、選挙の期日前3日までに本人に通知しなければ

ならない。

- ②投票立会人として参会する者が、投票所を開くべき時刻になっても1人もいないとき、またはその後1人もいなくなったときは、選挙長または投票管理者は、その投票区における選挙人名簿に登録された者の中から1人以上の投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し投票に立ち合わせなければならない。

#### (投票所)

第13条 投票所は、理事会の指定した場所に設ける。

- ②理事長は、選挙の期日から少なくとも3日前に、投票所の場所および開閉時間を公示しなければならない。

#### (投票区)

第14条 理事長は、規約第10条の規定により2以上の投票所を設ける場合においては、その投票所において投票すべき選挙人の範囲（以下「投票区」という）を定めなければならない。

- ②前項の規定により投票区を定めたときは、理事長は、前条第2項の公示とあわせて当該投票区を公示しなければならない。

#### (投票所の公示の失効)

第15条 天災地変その他やむを得ない事由により選挙を行うことができない場合においては、前2条の公示はその効力を失う。

#### (投票所の場所の変更)

第16条 天災地変その他やむを得ない事由により、第13条第2項の規定によって公示した投票所の場所を変更したときは、選挙の当日を除くほか、理事長は直ちにその旨を公示して選挙を行わせることができる。

#### (入場券)

第17条 選挙長は、選挙の際必要があると認める場合においては、あらかじめ選挙人に入場券を交付することができる。

#### (選挙当日選挙権のない者の投票)

第18条 選挙の当日、被保険者の資格を有しない者は投票することができない。

#### (投票所においての投票)

第19条 選挙人は、選挙の当日自ら投票所に行き、選挙人名簿の対照を経て投票しなければならない。

#### (郵便による投票)

第20条 投票所から遠隔の地または交通不便の地に勤務する選挙人は、前条の規定にかかわらず郵便で投票することができる。この場合においては、理事会は、その選挙人の範囲を定め、理事長はこれを郵送期限とともに公示しなければならない。

- ②郵便による投票に用いる投票用封筒は、別記第5号様式により調製するものとする。

(票記入の場所の設備)

第21条 理事長は、投票所において選挙人が票の記入をする場所について、他人がその選挙人の票の記入を見ることまたは投票用紙の交換、その他不正の手段が用いられないことがないようにするために、相当の設備をしなければならない。

(投票箱の構造)

第22条 投票箱はできるだけ堅固な構造とし、かつその上部のふたに各異なった2以上の錠を設けなければならない。

(投票箱に何も入っていないことの確認)

第23条 選挙長または投票管理者は、選挙人が投票する前に、投票所内にいる選挙人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票用紙の交付および様式)

第24条 選挙長または投票管理者は、選挙の当日、投票立会人の面前において、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを選挙人名簿と対照して確認した後に、これに投票用紙を交付しなければならない。

②投票用紙は別記第6号様式により調製するものとする。

(選挙人の確認および宣言)

第25条 選挙長または投票管理者は、選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、本人である旨を投票立会人の面前において宣言させなければならない。

②前項の規定による宣言は、投票所の事務に従事するものにこれを筆記させ、選挙人に読み聞かせたうえで選挙人に署名させなければならない。

(投票用紙の交換)

第26条 選挙人は、誤って投票用紙を汚損した場合は、選挙長または投票管理者に対して、その交換を請求することができる。

(投票用紙の記入事項および投函)

第27条 選挙人は、投票所において、投票用紙に自ら議員候補者1名の氏名を記入して、選挙長および投票管理者または投票立会人の面前において、自らこれを投票箱に入れなければならない。

(退出せしめられた者の投票)

第28条 第34条の規定により投票所外に退出せしめられた者は、最後になって投票することができる。ただし、選挙長または投票管理者は、投票所の秩序をみだすおそれがないと認める場合においては、適時に投票させることができる。

(投票用紙の返付)

第29条 投票する前に自ら投票所外に退出し、または第34条の規定によって退出を命ぜられた選挙人は、投票用紙を選挙長または投票管理者に返さなければならない。

(投票箱の閉鎖)

第30条 投票所を閉鎖すべき時刻になったときは、選挙長または投票管理者は、その旨を告げて投票所の入口を閉ざし、投票所にいる選挙人の投票の終了するのを待って投票箱を閉鎖しなければならない。

②選挙長は、第20条に規定する郵便による投票を受けたときは、前項の投票箱の閉鎖に先だつて、投票立会人の面前において封筒を開き、直ちに当該投票に係る投票用紙を投票箱に入れなければならない。

③何人も、投票箱の閉鎖後は投票することができない。

④第1項の規定により投票箱を閉鎖すべき場合において、選挙長または投票管理者は、投票箱のふたを閉じ施錠したうえで、錠のその一の鍵は選挙長または投票管理者が保管し、他の鍵は投票立会人が保管しなければならない。

(投票箱等の送致)

第31条 投票管理者は、投票立会人とともに、投票の当日、投票箱、投票録および選挙人名簿を選挙長に送致しなければならない。

(投票箱の持出しの禁止)

第32条 投票箱は、ふたを閉じた後は、選挙長に送致する場合のほか投票所の外に持ち出してはならない。

(投票所に入出し得る者)

第33条 選挙人、投票所の事務に従事する者または投票所を監視する職権を有する者でなければ、投票所に入ることができない。

(投票所における秩序保持)

第34条 投票所において演説討論をし、もしくはけん騒にわたり、または投票に関し協議もしくは勧誘をし、その他投票所の秩序を乱す者があるときは、選挙長または投票管理者はこれを制止することができる。この場合において、その制止を受けた者が従わないときは投票所外に退出させることができる。

(投票録の様式)

第35条 投票録は、別記第7号様式により調製するものとする。

## 第6章 開票および選挙会

(開票日)

第36条 開票は投票の当日に行う。

(開票事務と選挙会事務との合同)

第37条 選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務と合わせて行うものとする。



(選挙立会人)

第38条 選挙長は、選挙人（議員候補者を除く）の中から、本人の承認を得て1人以上の選挙立会人を選任し、選挙の期日前3日までに本人に通知しなければならない。

②選挙立会人として参会する者が、選挙会場を開くべき時刻になっても1人もいないとき、またはその後1人もいなくなったときは、選挙長は、選挙人名簿に登録された者の中から1人以上の選挙立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し選挙に立ち合わせなければならない。

(開票および選挙会の開催場所ならびに日時)

第39条 開票および選挙会は、理事会の指定した場所で開く。

②理事長は、あらかじめ開票および選挙会場の場所ならびに日時を、それぞれ公告しなければならない。

(開票)

第40条 選挙長は、選挙立会人とともに、投票箱を開き、各投票所の票を混合して点検しなければならない。

(票数の点検)

第41条 選挙長は、前条の規定により票を点検する場合において、選挙立会人とともに票の総数を計算して、投票した選挙人の総数と比較しなければならない。

(投票の効力の決定)

第42条 投票の効力は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。その決定に当っては、第43条の規定に反しない限りにおいて、投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第43条 次の投票は無効とする。ただし、第2号については、選挙が議員の任期の満了前に行われる場合においては有効とする。

1. 正規の用紙を用いないもの
2. 現に組合会の議員の職にある者の氏名を記入したもの
3. 議員候補者でない者の氏名を記入したもの
4. 票中に2人以上の氏名を記入したもの
5. 被選挙権のない議員候補者の氏名を記入したもの
6. 議員候補者の氏名ほか、他事を記入したもの。ただし、職場における地位、住所または敬称の類を記入したものはこの限りでない
7. 郵便による投票の場合は、投票することのできる時刻に遅れて到着したもの
8. 議員候補者の氏名の自書しないもの
9. 議員候補者の何人を記入したかを確認しがたいもの

(同一氏名等の候補者に対する投票の効力)

第44条 同一の氏名、氏または名の議員候補者が2人以上いる場合において、その氏名、氏または名のみを記入した票は、前条第9号の規定にかかわらず有効とする。

②前項の有効票は、当該候補者のその他の有効得票数に応じて按分し、それぞれにこれを加え

るものとする。

(得票数の計算)

第45条 選挙長は、票の点検の結果により、選挙立会人とともに各々の議員候補者の得票数を計算しなければならない。

(得票数の朗読)

第46条 選挙長は、前条の計算が終わったときは、各議員候補者の得票数を朗読しなければならない。

(選挙会の参観)

第47条 選挙人は、選挙会の参観を求めることができる。ただし、開票開始前はこの限りでない。

(選挙会場の取締り)

第48条 第33条および第34条の規定は、選挙会場の取締りについて準用する。

(選挙録その他の関係書類の保存)

第49条 選挙長は、選挙事務が終わったときは、投票の有効無効を区別してそれぞれ別の封筒に入れ、選挙立会人とともに封印し、投票録および選挙録ならびに選挙人に関する書類とあわせて、理事長に送致しなければならない。

②前項の選挙録その他の関係書類は、組合事務所において、当該選挙にかかる議員の任期間保存しなければならない。

(選挙録の様式)

第50条 選挙録は、別記第8号様式により、また、第53条の規定により投票を行なわないときは、別記第9号様式により調製するものとする。

## 第7章 当選人

(同点者の当選人)

第51条 規約第11条の規定により当選人を定めるに当り、得票数が同じであるときは、選挙会において選挙長がくじで定める。

(繰上当選)

第52条 当選人が当選を辞したとき、選挙の期日後において被選挙権がなくなったときまたは死亡者であったときは、直ちに選挙会を開き、規約第11条第1項ただし書の得票数で当選人とならなかった者の中から当選人を定めなければならない。

(無投票当選)

第53条 規約第8条第1項のただし書の規定により投票を行なわないこととなったときは、選挙長は、直ちにその旨を理事長に通知しなければならない。

②理事長は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

③第1項の場合、選挙長は、選挙の期日から3日以内に選挙会を開いて、議員候補者を当選人と定めなければならない。

(当選人の報告・告知および公示)

第54条 当選人が決まったとき、選挙長は、直ちに当選人の氏名、所属事業所名および得票総数を理事長に報告しなければならない。

②前項の報告があったときは、理事長は、直ちに当選人にその旨を告知し、かつ当選人の氏名および所属事業所名を公示しなければならない。

③当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の告知を受けた日から3日以内にその旨を理事長に申し出なければならない。

(当選人がない場合の報告および公示)

第55条 当選人がないとき、または当選人が議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を理事長に報告しなければならない。

②前項の報告があったときは、理事長は、直ちにその旨を公示しなければならない。

## 第8章 特別選挙

(再選挙)

第56条 選挙すべき議員の数に足る当選人を得ることができなかった場合は、理事会は、当該選挙の日から1ヶ月以内に、選挙期日を定めて再選挙を行なわせなければならない。

(繰上補充)

第57条 総選挙の日から3ヶ月以内に議員に欠員を生じた場合において、規約第11条第1項ただし書の規定による得票数で当選人とならなかった者があるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

(補欠選挙および増員選挙)

第58条 議員の欠員について、前条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、理事会は、選挙の期日を定めて、補欠選挙を行なわせなければならない。

②議員の定数の増員の場合は、理事会は、選挙の期日を定めて増員選挙を行なわせなければならない。

(当選無効)

第59条 前条第1項の規定は、当選人の当選が無効になった場合に、これを準用する。

## 附 則

(施行期日)

・この規程は、平成19年10月1日から施行する(全面改定)。

・この規程の改定は、平成27年11月18日任期満了に伴う総選挙から施行する(第4条、第6

条、第7条、第11条、第12条、第38条、第55条)。